

「判定の基本方針」の策定

(財)日本建築センター

当センターでは、判定が統一された考え方のもとに適切に行われるよう、下記 ~ に示す「判定の基本方針」を定めています。この方針に基づいて、判定員による質疑内容のばらつきの防止に努めています。

また、質疑書を提出する際には、判定を担当した判定員とは別の判定資格者等により質疑内容の確認を行い、判定の基本方針に沿っているかどうか、質疑が分かりやすい表現となっているかを確認しています。

上記の取り組みを行っていますが、質疑に対しご不明な点または疑義がある場合には、お気軽にお問い合わせください。

「モデル化」や「計算過程の適切さ」の審査に重点を置いた質疑とします。

工学的な判断を伴うモデル化、解析方法・算定式とそこで使用する各種数値、および計算過程とその結果に関して重点的に審査し、それらの妥当性が確認できない事項や不明確な点について質疑します。

「推奨事項」については、原則として質疑しません。

推奨事項は質疑しないことを原則としますが、架構の特徴、構造計算の全体の流れ、モデル化、仮定条件などを総合的に判断し、設計の考え方について質疑することがあります。質疑する場合には、設計者の考え方を問う形式とし、強制しているのではないことがわかる文章とします。

建築主事等の審査範囲（図書の不整合、記載不備、仕様規定など）であっても構造計算に影響する事項については、「判定事項」^{注)}として質疑します。構造計算に影響のない事項については、気付いた範囲で「補足事項」^{注)}として建築主事等および設計者に連絡し、注意喚起を行います。

図書の不整合、記載不備、仕様規定などであっても構造計算に影響する事項については「判定事項」として質疑します。構造計算に影響のない不整合などが多数ある場合は、代表的な事例を例示し、建築主事等および設計者において再確認するよう依頼します。

法令に定められていない「施工方法」や「品質管理」に関する事項は、原則として質疑しません。

施工方法（施工手順など）や品質管理に関する事項については、質疑しないことを原則としますが、想定しているモデル化や応力伝達に影響する事項など、構造耐力への影響が大きいと思われる事項については設計の考え方について質疑することがあります。

注)「判定事項」と「補足事項」について

判定事項：構造計算に影響があると考えられる事項

補足事項：構造計算に影響はないが、念のため建築主事等に連絡する事項

「補足事項」は「判定事項」とは別に、(別紙)にて建築主事等および設計者に連絡します。